

## 2022 年度の独立行政法人等における温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等について

令和 6 年 3 月 25 日  
環 境 省

### 1. 経緯

- 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）において、各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すとともに、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努めることとされていることを踏まえ、独立行政法人等における地球温暖化対策に関する取組状況の 2022 年度実績の調査を行った。
- また、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人等の太陽光発電の kW ベースの導入実績について取りまとめることとされていることから、太陽光発電の kW ベースの導入実績についても調査を行った。

### 2. 調査結果

- 各法人の計画策定状況、太陽光発電の導入目標の策定状況の速報値は、別紙のとおり。
- 法人の種類ごとの計画策定状況は、全 207 団体中、
  - ・ 計画策定済みで、排出削減目標が政府実行計画に整合している団体が 69 団体、
  - ・ 計画策定済みで、排出削減目標が政府実行計画に整合していない団体が 101 団体、
  - ・ 計画未策定（政府実行計画改定前に計画策定し、その後新たな計画を策定していない場合を含む。）の団体が 37 団体であった。

表 1. 法人種類ごとの計画の策定状況（速報値）

法人種類	法人数	計画策定済みで 排出削減目標が 政府実行計画に整合	計画策定済みで 排出削減目標が 政府実行計画に不整合	計画未策定（実行計画 改定前に計画策定し、 その後新たな計画を策定 していない場合を含む）
独立行政法人	87	31	35	21
国立大学法人	82	24	48	10
特殊法人（特殊 会社含む）	33	14	14	5
その他の法人	5	0	4	1
合計	207	69	101	37
割合	100.0%	33.3%	48.8%	17.9%

- 法人の種類ごとの太陽光発電の導入目標の策定状況は、全 207 団体中、
- ・ 目標策定済みで、政府実行計画に整合している団体が 27 団体、
  - ・ 目標策定済みで、政府実行計画に整合していない団体が 25 団体、
  - ・ 目標未策定の団体が 123 団体、
  - ・ 太陽光発電の導入ポテンシャルがない（法人で施設を所有していない等）団体が 32 団体であった。

表 2. 法人種類ごとの太陽光発電導入目標の策定状況（速報値）

法人種類	法人数	目標策定済みで政府実行計画に整合	策定済みで政府実行計画に整合していない	目標未策定	導入ポテンシャルがない
独立行政法人	87	12	7	43	25
国立大学法人	82	10	12	59	1
特殊法人（特殊会社含む）	33	5	5	18	5
その他の法人	5	0	1	3	1
合計	207	27	25	123	32
割合	100.0%	13.0%	12.1%	59.4%	15.5%

- 団体全体で、2021 年度までの太陽光発電の導入実績は約 43,710kW、2022 年度の導入実績は約 4,280kW、2023 年度の導入見通し量は約 13,090kW であった。
- 2030 年度の導入目標を kW（設備容量）ベースで策定している団体は 3 団体で、合計で約 1,590kW であった。

表 3. 法人種類ごとの太陽光発電の導入実績等（kW）（速報値）

法人種類	2021 年度までの導入実績	2022 年度の導入実績	2023 年度の導入見通し	2030 年度の導入目標
独立行政法人	11,747.03	548.32	3,002.5	0
国立大学法人	15,808.23	662.3	5,023.8	1,591.6
特殊法人（特殊会社含む）	15,592.1	3,073.62	5,067.32	0
その他の法人	561.1	0	0	0
合計	43,708.46	4,284.24	13,093.62	1,591.60

## ○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

## (5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にP D C Aを回していくために、以下の措置を講ずる。	
規制改革の内容		実施時期	所管府省
a	環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。	令和4年度措置、以降毎年度実施	環境省
b	環境省及びその他各省庁は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みを構築する。	aを踏まえて、令和5年上期措置	環境省 その他各省庁
c	関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。	順次措置	警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
d	環境省は、各省庁に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースでの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。	令和5年上期措置	環境省
e	環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各省庁に対して依頼する。	令和4年度措置	環境省

